この規定は、特恵関税に関係している。

　　　　　　　　　　　1996年多角的貿易及び技術的修正法

第59条　一般特恵関税に関する特別規定

大統領は、1974年関税法第503条⒞⑵(F)及び⒟⑴に基づく免除を、1995年6月30日に効力を有する1974年関税法第504条⒞⑴に基づく1994年の限度を超えた物品及び1995年7月1日に同法第5編に基づく無税待遇を失った物品についても与えることができる｡当該免除を与える場合、大統領は、「前年」とあるのは「1994年」として1995年6月30日に効力を有する1974年関税法第504条⒞⑶及び⒟⑵を適用しなければならない。